

再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年二月十九日

石井章

参議院議長 伊達忠一殿



再生可能エネルギー固定価格買取制度における小形風車の型式認証の存在意義に関する質問主

意書

現在、再生可能エネルギー固定価格買取制度において、小形風車（出力規模二十キロワット未満）として事業認定を受けるためには、選定する機種が一般財団法人日本海事協会による設備の型式認証を受けていることが必須とされています。

出力規模二十キロワット以上の風車にはこのような型式認証の制度はなく、例えていうならば、出力規模が十九・九キロワットの風車には型式認証が必要で、二十キロワット丁度の風車には型式認証が必要ないということになります。系統連系などの技術面において、この〇・一キロワットという出力の差には全く違いがありません。それ故、型式認証制度の合理的な存在理由がわかりませんが、型式認証制度が小形風車だけに必要とされる合理的な根拠をお尋ねします。

右質問する。

